

第52回 香川県環境審議会計画部会

埋立て等に関する土砂の条例による規制について

日 時:令和6年7月12日(金)15時～

場 所:香川用水資料館 多目的室

目次

前回（令和4年5月27日）説明した内容

- 土砂等の規制をめぐる現状
- 盛土規制法の概要
- 新条例制定の検討
- 新条例と盛土規制法の関係
- 新条例の概要

今回新たに説明する内容

- 国による盛土規制法の規制区域指定の考え方の提示
- 県における盛土規制法の規制区域指定の方針
- 対応方針案
 - 生活環境保全を目的とする条例の必要性
- 条例の概要案
- 参考
 - 土砂基準
 - 都道府県の条例制定状況

目次

前回（令和4年5月27日）説明した内容

- 土砂等の規制をめぐる現状
- 盛土規制法の概要
- 新条例制定の検討
- 新条例と盛土規制法の関係
- 新条例の概要

今回新たに説明する内容

- 国による盛土規制法の規制区域指定の考え方の提示
- 県における盛土規制法の規制区域指定の方針
- 対応方針案
 - 生活環境保全を目的とする条例の必要性
- 条例の概要案
- 参考
 - 土砂基準
 - 都道府県の条例制定状況

土砂等の規制をめぐる現状

◆熱海市で大雨により大量の盛土が崩落

⇒甚大な人的・物的被害（令和3年7月）

◆規制法令は、宅地造成等規制法、農地法、森林法など複数

⇒規制の目的外や適用区域外であったり、

区域内でも小規模のため、適用されない盛土も多く存在。

◆自治体ごとに規制の内容が異なり、規制が厳しい自治体から、緩い自治体や規制がない自治体へ、建設残土が持ち込まれる恐れあり。



危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法律

「宅地造成及び特定盛土等規制法」が成立（令和4年5月27日公布、令和5年5月26日施行）

盛土規制法の概要

◆目的:盛土等による災害からの国民の生命・身体を守るため、土地の用途(宅地、森林、農地等)

・目的に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制

◆内容:国による基本方針の策定 → 国が策定した方針の下、知事が規制を実施

①スキマのない規制

盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として知事が広く指定
規制区域内で行われる盛土等を知事の許可の対象に

②盛土等の安全性の確保

災害防止のために必要な許可基準を設定

(1)施工状況の定期報告、(2)施工中の中間検査及び(3)工事完了時の完了検査を実施

③責任の所在の明確化

土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務の明確化

原因行為者(造成主、工事施工者、過去の土地所有者等)にも是正措置命令等を可能に

④実効性のある罰則の措置

条例の罰則の上限(懲役2年、罰金100万円)を上回る水準に強化

盛土規制法の概要

第1条

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第10条第3項、第26条第3項

(規制区域の)指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。



- 法律の目的「災害防止」以外の観点からの規制
- 法律の規制区域以外の区域の取扱い

各県で検討

新条例制定の検討（令和4年5月27日当時）

◆新条例制定の必要性

- 盛土規制法の目的にはない**土壌汚染の防止**を目的とした**規制**が必要
- みどり条例の**対象**とならない**小規模な盛土等**の**規制**が必要

◆新条例制定の基本的な方向性

- 盛土規制法が目的とする「災害の防止」に加え、「**生活環境の保全**」を**明確に位置付け**、目的に沿って、法律の**上乗せ・横出しする規制対象や規制内容**を設定
- みどり条例の**手続**を基本とした設計としつつ、**より実効性を担保**できる内容
- 土壌の汚染や土砂等の崩落等の**未然防止**に**重点を置いた許可基準**や必要な手続を設定、違反時の行政処分や罰則も**みどり条例よりも重い他県並み**の内容
- 許可事業者だけでなく、**土地提供者などの責務を示し、責任の所在を明確化**

新条例と盛土規制法の関係（令和4年5月27日当時）

	新条例	盛土規制法
目的	災害防止+ <u>生活環境の保全</u>	災害防止
規制の内容	許可制、勧告・命令、罰則 災害防止+ <u>環境保全上</u> の 安全基準や安全対策の義務 付け	許可（届出）制、勧告・命令、罰則 災害防止上の 安全基準や安全対策の義務 付け
規制の対象	<u>区域によらず</u> 、 一定規模以上の盛土等	指定区域内での、 一定規模以上の盛土等

※ が上乗せ・横出し部分

新条例の概要（令和4年5月27日当時）

◆目的

この条例は、土砂等の埋立て等について必要な規制を行い、**土砂等の埋立て等の適正化**を図ることにより、**土壌の汚染や土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全及び生活の安全の確保**に資することを目的とする。

◆構成

- 総則
 - 目的、定義、各主体の責務
- 安全基準に適合しない土砂等の埋立て等の禁止等
- 特定事業に関する規制 ※特定事業・・・3,000㎡以上の土砂等の埋立て等
 - 許可に関すること（許可を要するものの特定、許可申請手続、許可基準など）
 - 許可を受けた者の義務に関すること
（変更許可、各種届出、展開検査、土砂等管理台帳の作成、水質調査、報告等）
 - 処分に関すること（命令、許可の取消し、公表等）
 - 土地所有者等に対する勧告及び公表
- 雑則
 - 立入検査等、市町の条例との調整、規則委任
- 罰則



ここまでが、前回の環境審議会計画部会（令和4年5月27日）で説明した内容

目次

前回（令和4年5月27日）説明した内容

- 土砂等の規制をめぐる現状
- 盛土規制法の概要
- 新条例制定の検討
- 新条例と盛土規制法の関係
- 新条例の概要

今回新たに説明する内容

- 国による盛土規制法の規制区域指定の考え方の提示
- 県における盛土規制法の規制区域指定の方針
- 対応方針案
 - 生活環境保全を目的とする条例の必要性
- 条例の概要案
- 参考
 - 土砂基準
 - 都道府県の条例制定状況

国による盛土規制法の規制区域指定の考え方の提示

○盛土規制法（抜粋）

第1条

この法律は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止のため必要な規制を行うことにより、国民の生命及び財産の保護を図り、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。

第10条第3項、第26条第3項

（規制区域の）指定は、この法律の目的を達成するため必要な最小限度のものでなければならない。

- 盛土規制法第10条第3項、第26条第3項の「（規制区域の）指定は、必要な最小限度のものでなければならない」とあるのは、規制区域に指定されると相当の私権制限が加えられるため、徒に規制区域を指定することで、規制が過度な私権制限とならないようにする必要があるという趣旨

一方、都道府県等においては、盛土等に伴う災害の発生防止という盛土規制法の目的に照らして、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定することが重要

- 盛土規制法の目的は災害防止であり、人家等に被害を及ぼすおそれのある必要十分な規制区域が指定されることを想定しているため、盛土規制法における白地地域に災害防止を目的で条例をかけることは想定していないが、環境保全を目的とするのであれば問題ない。

県における盛土規制法の規制区域指定の方針

○令和5年11月10日 第5回県盛土規制法に関するプロジェクトチーム会議 議事録(抜粋)

「国の考え方、解説等および中四国の状況に倣った」ということで、全県的に規制候補区域の抽出を進めることとしたい。

↓

県内の全域が盛土規制法の規制区域となる見込み

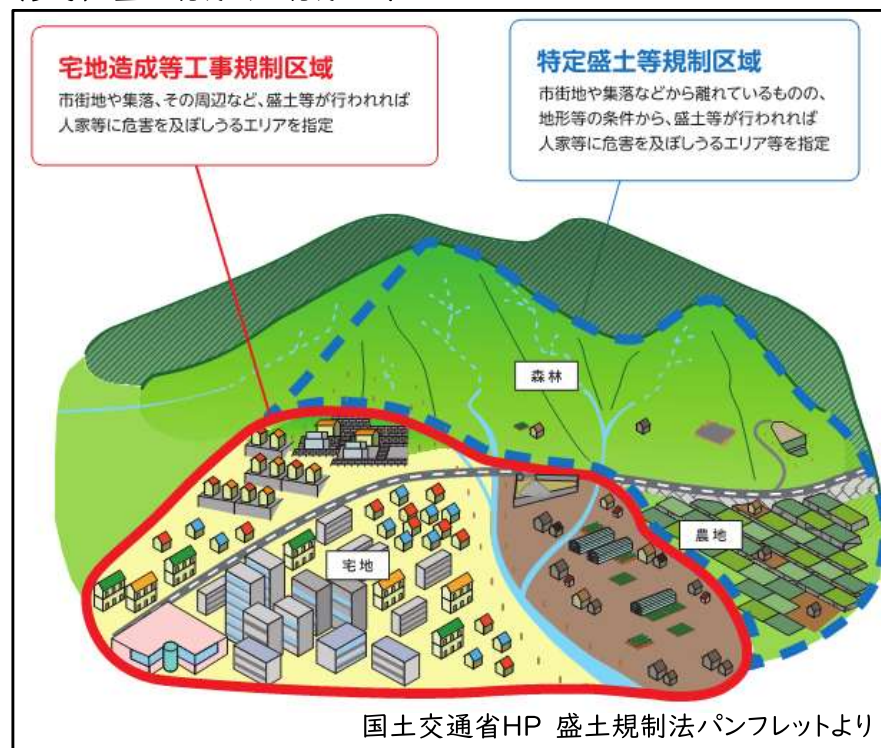
↓

災害防止を目的とし、盛土等を規制する県独自の条例は不要

↓

生活環境保全を目的とし、埋立て等に用いる土砂等を規制する必要性は残っている

(参考) 盛土規制法の規制区域イメージ



対応方針案（生活環境保全を目的とする条例の必要性）

（前回の環境審議会計画部会時点で検討していた条例の目的）

香川県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等に関し、必要な規制を行い、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土壌の汚染及び土砂等の崩落等による災害の発生を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全及び生活の安全の確保に資することを目的とする。

災害防止関連の目的を削除



香川県土砂等の埋立て等による土壌の汚染~~及び災害の発生~~の防止に関する条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、土砂等の埋立て等に関し、必要な規制を行い、土砂等の埋立て等の適正化を図ることにより、土壌の汚染~~及び土砂等の崩落等による災害の発生~~を未然に防止し、もって県民の生活環境の保全~~及び生活の安全の確保~~に資することを目的とする。

対応方針案（生活環境保全を目的とする条例の必要性）

盛土規制法

- 災害防止目的の法律であり、生活環境保全目的の規制はない。

土壤汚染対策法

- 一定規模以上の土地の形質変更を行う場合に事前の届出を義務付けているが、外部から搬入する土砂を規制していない。

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例（みどり条例）

- 「緑化の推進+みどりの保全」目的での事前協議手続を義務付けた条例であり、土砂基準は定めているものの、基準値超過に対する措置命令規定や罰則規定がなく、実効性に欠ける。

香川県生活環境の保全に関する条例

- 生活環境保全を目的としたものであり、土壌及び地下水の汚染対策及び措置に関する規定はあるが、土砂等の埋立て等を規制していない。

県外からの建設残土など土砂の持ち込みは認めないとする方針

- 県としての方針であり、これ自体に法的拘束力はない。



既存の制度では不十分



条例の制定又は改正が必要

条例の概要案

◆目的

埋立て等に用いる土砂等による土壌汚染を防止し、もって生活環境を保全する

◆概要

- 土砂基準を設定し、土砂基準に適合しない土砂等を使用する埋立て等を禁止

※土砂基準：土砂等の汚染状態の基準

- 一定規模以上の埋立て等（埋立て、盛土、一時堆積）を行う場合は、事前に計画を知事に提出することを義務付け
- 知事による計画変更、埋立て等の停止、汚染防止などの措置の命令
- 手続違反、土砂基準違反、命令違反に対する罰則を規定



埋立て



盛土



一時堆積

(参考)土砂基準

○環境基本法(抜粋)

第16条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、**土壌の汚染**及び騒音に係る**環境上の条件**について、それぞれ、人の健康を保護し、及び**生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準**を定めるものとする。→下表(平成3年環境庁告示第46号)

項目	カドミウム	全シアン	有機燐(りん)	鉛	六価クロム	砒(ひ)素	総水銀	アルキル水銀
条件	0.003mg/l以下	検出されないこと	検出されないこと	0.01mg/l以下	0.05mg/l以下	0.01mg/l以下(※1)	0.0005mg/l以下	検出されないこと
項目	PCB	銅	ジクロロメタン	四塩化炭素	クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン
条件	検出されないこと	125mg/kg未満(※2)	0.02mg/l以下	0.002mg/l以下	0.002mg/l以下	0.004mg/l以下	0.1mg/l以下	0.04mg/l以下
項目	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ
条件	1mg/l以下	0.006mg/l以下	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.002mg/l以下	0.006mg/l以下	0.003mg/l以下	0.02mg/l以下
項目	ベンゼン	セレン	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	※1農用地(田に限る)においては、さらに、土壌1kgにつき15mg未満であること ※2農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき125mg未満であること		
条件	0.01mg/l以下	0.01mg/l以下	0.8mg/l以下	1mg/l以下	0.05mg/l以下			

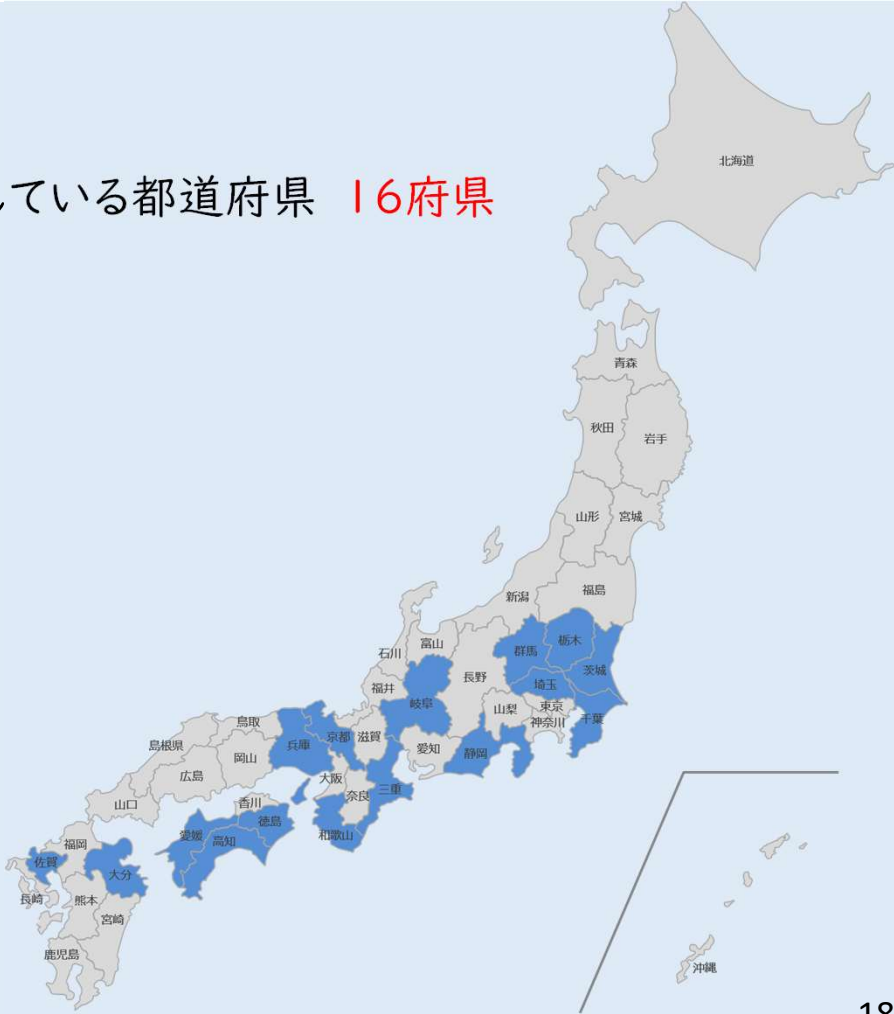


この基準に準じて設定

(参考) 都道府県の条例制定状況

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

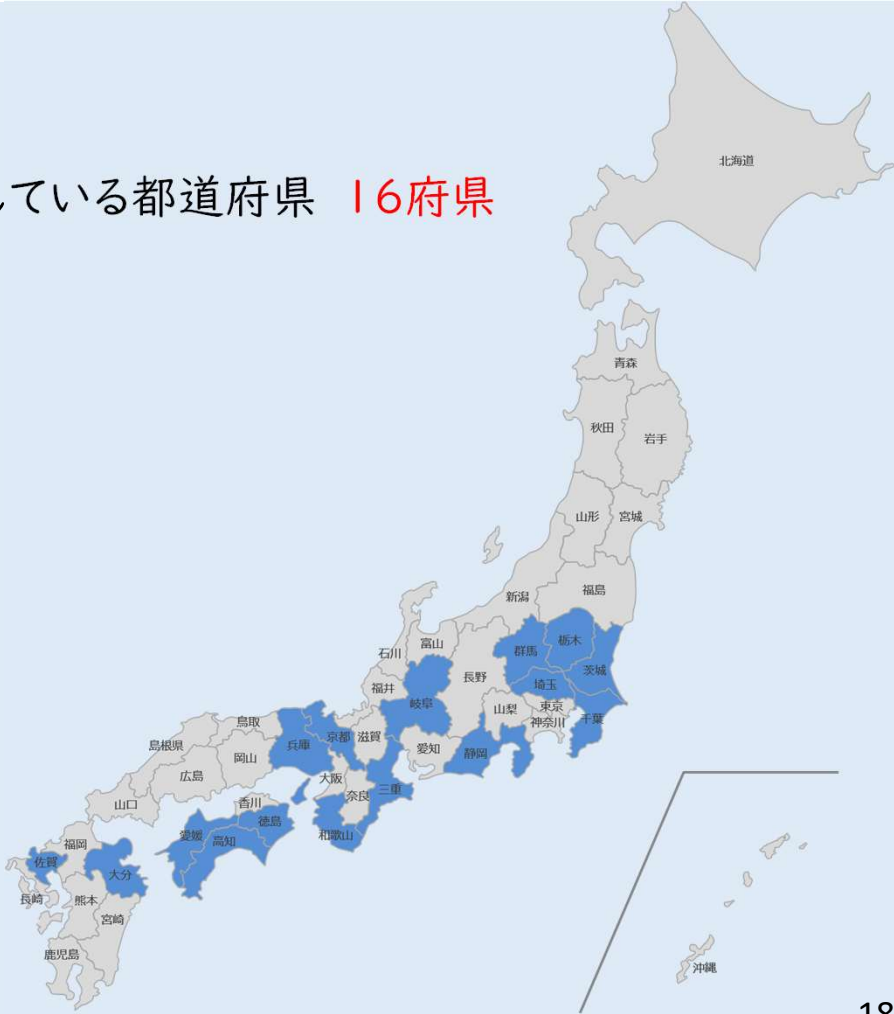
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

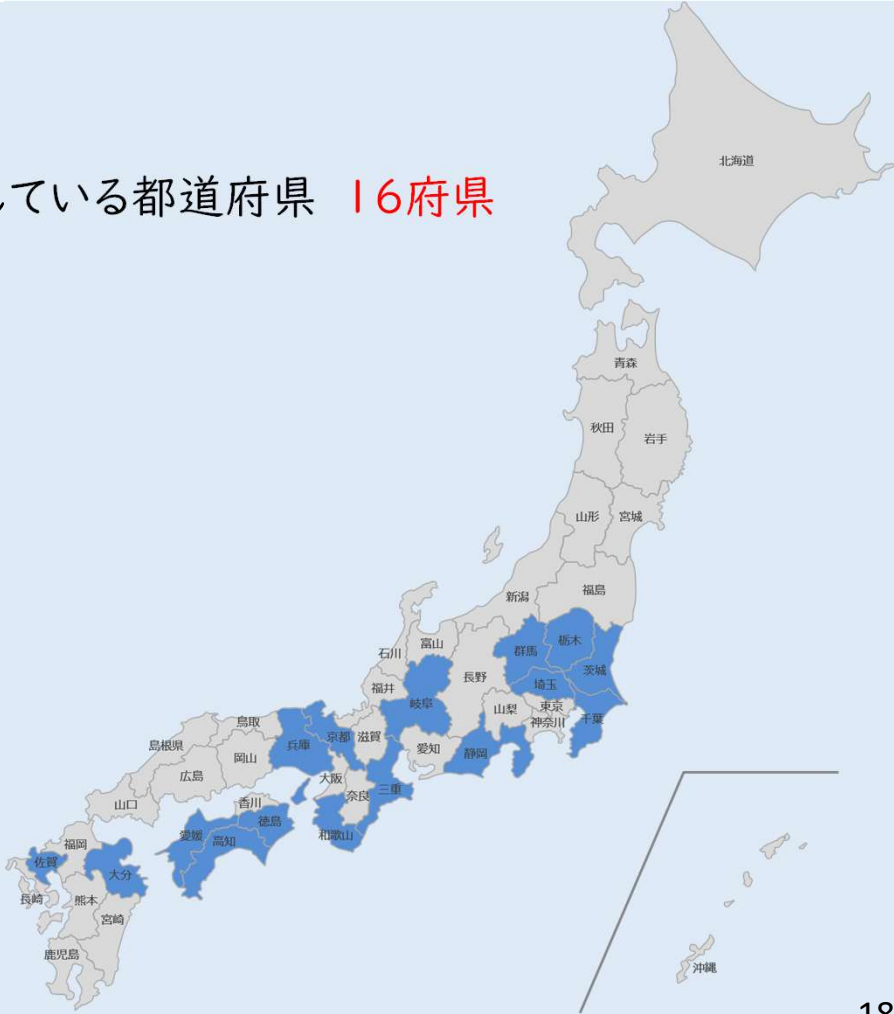
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

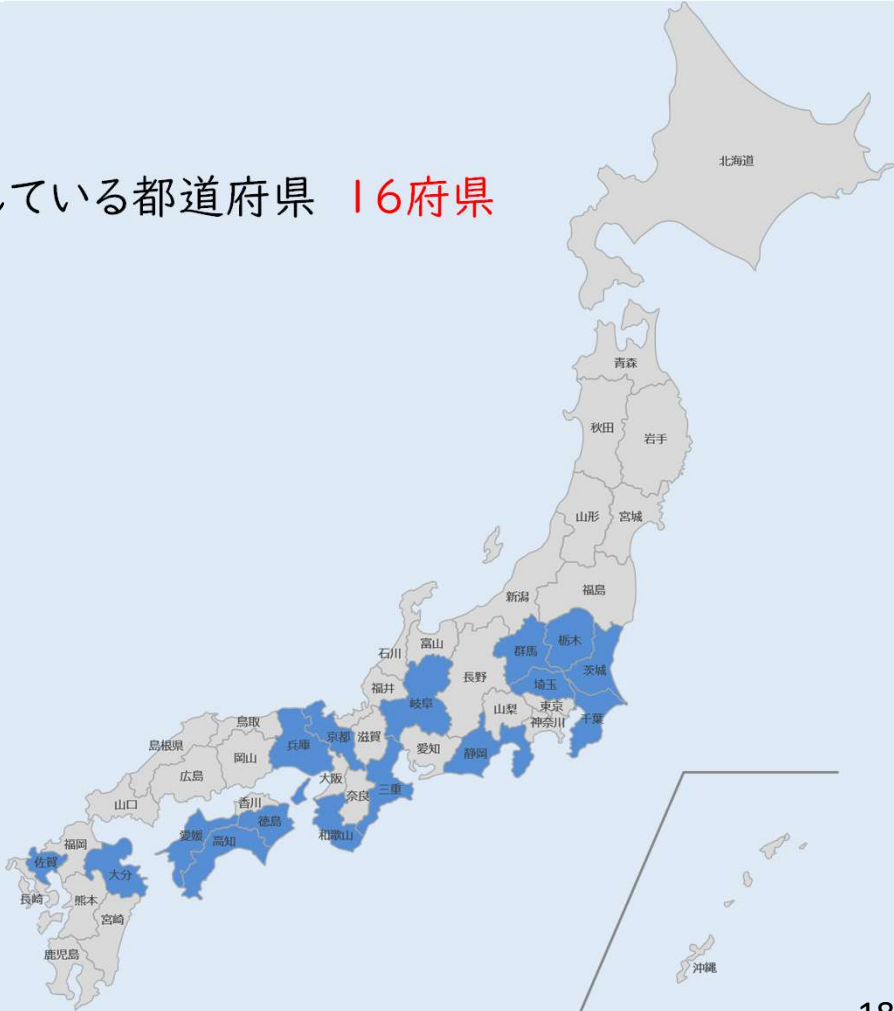
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

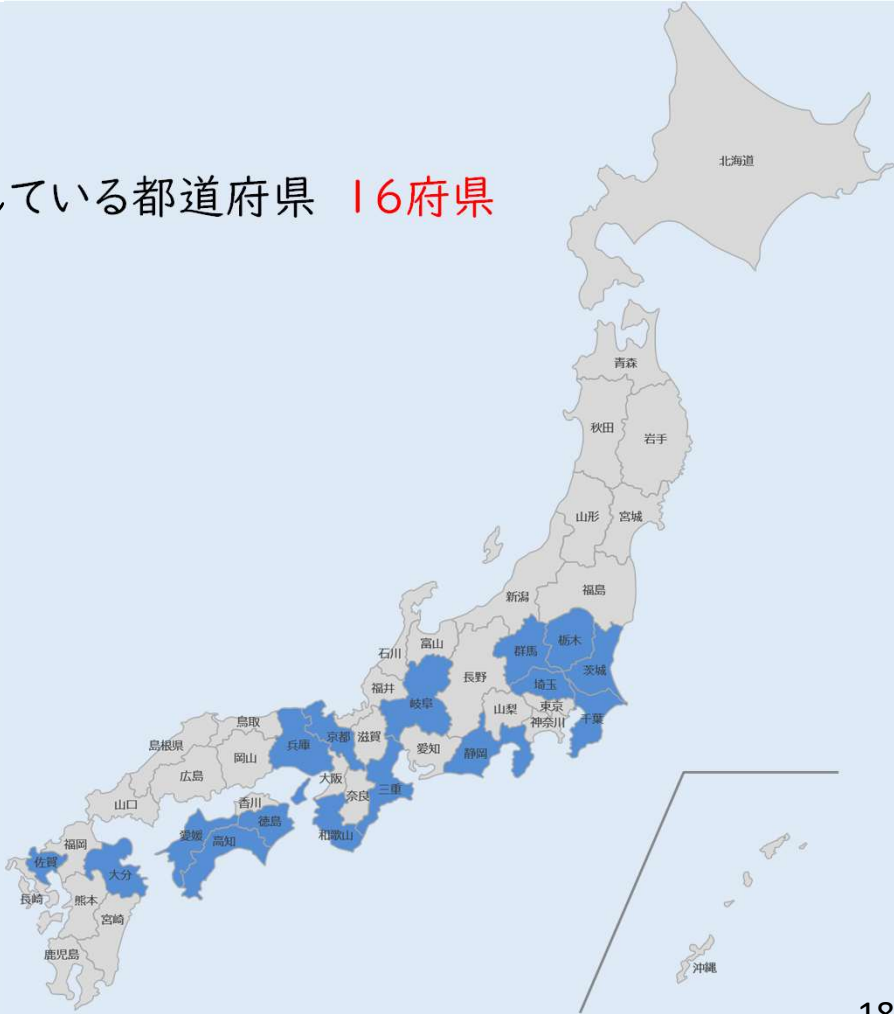
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

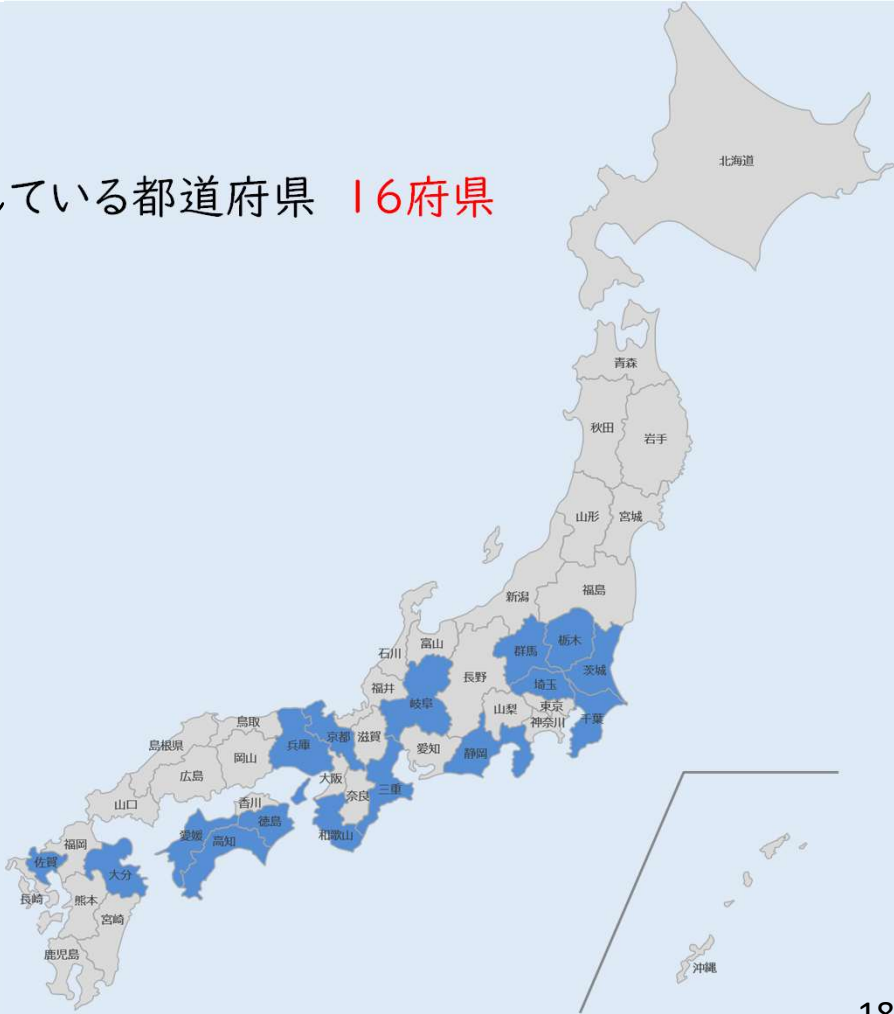
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

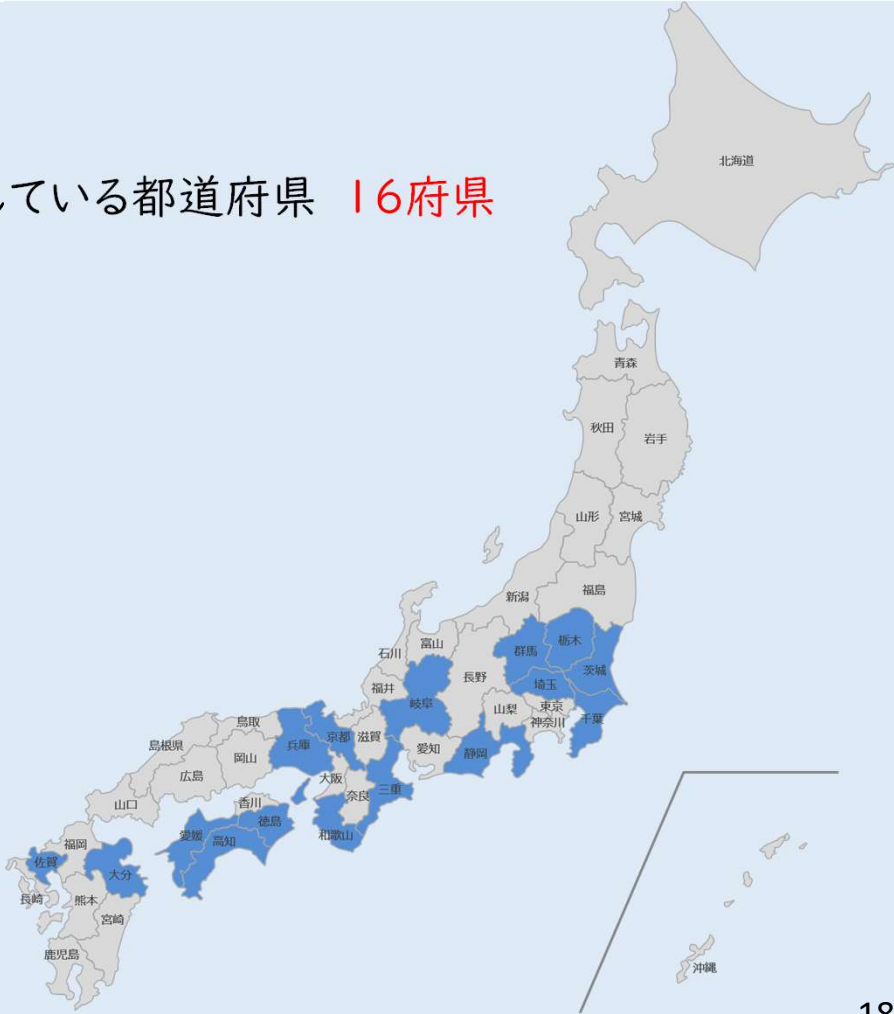
茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18

土砂基準（土砂等の汚染状態の基準）を定め、
盛土等に用いる土砂等を規制する条例を制定している都道府県 **16府県**

茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県
岐阜県 静岡県 三重県
京都府 兵庫県 和歌山県
徳島県 愛媛県 高知県
佐賀県 大分県



18



条例による規制の検討課題（次回の審議内容）

- 条例の制定又は改正について
- 規制手法について
- 規制対象行為について
- 必要な手続きについて
- 条例施行時期について
- 経過措置について